

平成 29 年度 一橋大学基金 大学院生海外留学奨学金募集要項

平成 27 年 3 月に発表された「一橋大学強化プラン（1）」において示された世界最高水準の研究の推進、そしてグローバル人材育成の重点項目を踏まえて、本学では、本学大学院生に海外の大学や研究機関等での研究活動等に主体的に取り組む機会を提供することを通じて、国際的に活躍できる研究者や質の高いグローバル人材を育成するため、一橋大学基金の支援により大学院生を対象とした海外留学奨学金制度を整備しています。

平成 29 年度一橋大学基金による大学院生海外留学奨学金奨学生を下記により募集しますので、奨学金支援を希望する大学院生は、積極的に応募してください。

一橋大学海外派遣留学制度により交換留学を行う大学院生も応募することができます。

記

1 応募資格

申請時点において、次のすべての条件を満たす者

- ① 本学大学院正規課程（修士課程、博士後期課程または専門職学位課程）に在学し、奨学金支給期間を通じて本学大学院に在籍する見込みの者。または、本学学部 4 年次に在学し、「学部・大学院 5 年一貫教育システム」により奨学金支給期間を通じて本学大学院修士課程に在籍する見込みの者
- ② 奨学金支給期間中、国費外国人留学生、公益財団法人交流協会奨学金留学生または交換留学生ではない者
- ③ 派遣先機関において単位取得または専門の研究活動を行う目的が明確な者
- ④ 奨学金支給期間終了後に、本学にて学位を取得する意思を有する者
- ⑤ 過去において、一橋大学基金による大学院生海外派遣奨学金の支援を受けたことがない者

（注1） 申請時点とは、後記 6 に定める提出期間内とする。

（注2） 申請時点において、修士課程 2 年次に在学し、平成 29 年度本学博士後期課程進学予定の者も申請可とする。ただし、大学院入学試験の合格発表後速やかに本学研究科等からの合格証明書を提出することとし、大学院入学試験が不合格の場合には、奨学生候補者の資格を取り消す場合がある。

（注3） 申請時点において、休学中の者は申請不可とする。奨学金支給期間中は休学することも可能であるが、海外の大学等で取得した授業科目の単位をもって本学で修得した単位として認定を希望する者または交換留学を行う者は、休学することはできない。

（注4） 申請時点において、標準修了年限内在学者のみ申請可とする。

2 募集人数

若干名

3 支給内容

別表1に定める派遣先地域・都市に応じた滞在費（月額）を派遣期間に応じて支給する。これに加えて、研究活動費(学会参加費，授業料，調査旅費，資料購入費等)として，領収書に基づき，帰国後に 200,000 円を上限として支給する。

100,000 円（指定都市）

80,000 円（甲地区）

70,000 円（乙地区）

60,000 円（丙地区）

- (注1) 奨学金受給者が留学期間中の月の初めから終わりまで1か月以上に渡り留学先の国・地域を離れることになった場合には，資料収集等により研究をより進展させる目的による場合を除き，当該月については滞在費を支給しない。
- (注2) その他派遣期間の変更等で奨学金の返納手続きの必要性が生じた場合は，本学の指示に従うこと。
- (注3) 留学先国・地域での滞在方法等によっては，奨学金支援の必要性を考慮し，滞在費の減額を行う場合がある（実家等に滞在する場合など）。

4 奨学金支給期間

支給期間： 6ヶ月以上12ヶ月以内

支給開始時期： 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に，海外の大学等において在学身分を取得した月より支援を開始する。ただし，研究活動開始前の語学研修期間等は，支援期間には含めない。

5 申請書類

申請書類 ※	注意事項
①申請書	・様式1を用いて，必要事項を漏れなく明記すること。
②研究計画書	・様式2を用いて，以下の項目について具体的かつ簡潔に記載してください。 (1) 研究目的 (2) 留学先大学等で予定している研究計画・方法

申請書類 ※	注意事項
	(3) 研究業績 (4) 研究活動費の使途
③推 薦 書	・様式2を用いること。
④成 績 証 明 書	・学部の成績証明書（和文以外の場合には、原本とともに和訳も提出すること。） ----- ・大学院の成績証明書（和文）（平成28年度夏学期の成績を含むもの）
⑤語学能力を証明する書類	・平成27年4月以降に受験した英語の語学能力証明書（TOEFL iBTまたはIELTSに限る）を必須とする。 ・留学先大学等での主たる使用言語が英語以外の者は、上記の英語の語学能力証明書に加えて、当該使用言語（例：ドイツ語、フランス語等）の語学能力証明書を提出することができる（任意提出）。
⑥承 諾 書	・様式3を用いること。
⑦個人情報収集同意書	・様式4を用いること。

※ 審査の過程で必要に応じて追加書類の提出を指示する場合がある。

（注）成績証明書は、学部、大学院両方を提出すること。本学以外に在籍していた場合も同様とする。

例）博士後期課程2年生の場合、学部、修士課程、博士後期課程の成績証明書3点を提出すること。

6 提出期間・提出先

提出期間：平成28年11月16日（水）～平成28年11月24日（木）午後3時まで（締切厳守）

提出場所：学務部国際課

（注）応募資格を有しない者の申請書類または書類不備の場合は、受理しない。

7 選考方法・選考結果の発表

本学研究機構会議が、提出書類に基づき、第1次選考（書類審査）および最終選考（面接審査）を行い、奨学生候補者を決定する。

- ・第1次選考の結果発表：平成28年12月9日（金）（予定）
- ・最終選考（面接審査）：平成28年12月14日（水）（予定）
- ・最終選考結果の発表：平成28年12月下旬頃（予定）

※奨学生候補者は、留学先大学等が発行する入学許可書あるいは受入承諾書を提出した時点で本事業の奨学生として承認されることとなる。

8 注意事項

- ① 派遣留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、下記に定める基準以上の海外旅行保険に加入すること。

項目	最低補償基準※
治療・救済費用	無制限または 3,000 万円～1 億円
傷害死亡	3,000 万円
傷害後遺障害	3,000 万円
疾病死亡	3,000 万円
賠償責任	1 億円

※上記の最低補償基準を超える海外旅行保険に加入することが望ましい。

- ② 留学先国・地域における日常的なリスクに対応するため、本学が指定する海外携帯電話レンタルサービスに加入すること。
- ③ 現地での緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護を受けられるよう、現地到着後、最寄りの在外公館に「在留届」を提出すること。
- ④ 本学の海外交流協定校への交換留学の場合を除き、奨学生候補者は、派遣先機関等との受入交渉、旅券や査証の申請、航空券手配、そして予防接種など派遣に係るすべての手続きを自己の責任で行うこと。派遣先機関等の入学許可書等もしくは査証の取得に日数を要した等の理由により、平成 29 年度中（平成 30 年 3 月 31 日まで）の留学または研究開始が不可能となった場合は、奨学金の支給を取り消すこととする。
- ⑤ 本学が実施する「危機管理セミナー」への参加は、奨学生の義務とする。
- ⑥ 原則として、本奨学金と併せて、他団体等から当該留学のための奨学金を受けることはできない。ただし、他団体等から支給される奨学金と併せて、別紙に定める派遣先地域・都市に応じた奨学金月額を超えない範囲での併給は可能とする。
- ⑦ 派遣者は、奨学金受給期間終了時に以下の書類を提出すること。
- ① 派遣先大学より発行された成績証明書または在籍証明書
 - ② 海外留学中の実績報告書
- 提出先：学務部国際課
- 提出期限：奨学金受給期間終了時より 1 ヶ月以内

9 問い合わせ先

学務部国際課学生交流係

電 話 : 042-580-8764

E-mail : int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp

派遣先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 100,000円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金額: 70,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 80,000円	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 60,000円	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。